

# 重大違法信用失墜主体名簿管理弁法

(改正草案意見募集稿)

## 第一章 総則

第1条 重大違法信用失墜主体名簿管理に力を入れ、信用管理を強化し、社会による監督を拡大するため、「企業情報公開暫定条例」等の法令に基づき、この弁法を制定する。

第2条 この弁法にいう重大違法信用失墜主体名簿管理とは、県級以上の市場管理監督部門、省級以上の医薬品管理監督・知的財産権管理の各部門（以下「責任部門」という）が重大違法信用失墜主体を重大違法信用失墜主体名簿に記載し、又は削除し、信用失墜主体の懲戒及び信用回復等を実施し、かつ国家企業信用情報公開システムを通じてこれを公示することをいう。

第3条 この弁法は、市場管理監督（医薬品管理監督・知的財産権管理を含む）に係る法令の規定に違反し、かつ情状が重い次の各号に掲げる主体に適用する。

(一) 企業、個人事業主及びその他の組織

(二) 関連法令及びこの弁法の規定に従い、主体内部において特定の職務を担い、違法信用失墜行為について直接責任を負う自然人

(三) 市場における経営活動に直接参加する自然人

第4条 主体を重大違法信用失墜主体名簿に記載するにあたり、主体の主観的な悪意、違法性、危害結果等の要素を総合的に考慮しなければならない。情状が軽微であり、重大な危害結果を生じていない場合は、重大違法信用失墜主体名簿に記載しないことができる。

第5条 国家市場監督管理総局は、全国の重大違法信用失墜主体名簿管理業務を指導し、組織する責任を負う。

その他責任部門は、その所轄地域、その分野の重大違法信用失墜主体名簿管理業務の責任を負う。

## 第二章 記載の手続き

第6条 主体が次のいずれか事由に該当する場合には、責任部門は、これを重大違法信用失墜主体名簿に記載する。

(一) 経営異常名簿又は専利代理機関経営異常名簿に記載され、3年間の期間が満了してもなお関連する義務を履行していない場合。

(二) 関連する違法行為によって責任部門から調査・処分を受け、かつ刑事責任を追及されている場合。

(三) 関連する法令規定に違反し、行政許可、認定、資格を責任部門に抹消され、取り消された場合。

(四) 責任部門による効力を生じた行政処分、行政処理の決定の執行を拒否した場合。

(五) 責任部門の立件調査・処分、事故調査、食品抜取検査の過程において、調査への協力を拒否し、虚偽の報告をし、事故現場を偽装し若しくは故意に破壊し、即時の応急措置を講ぜず、関連資料の提供を拒否し、虚偽の資料を提出し、又は証拠等を隠匿し、廃棄し、移転させて法定の調査協力義務に違反し、責任部門による法定の職務上の管理監督行為の履行を妨害した場合。

(六) 免許・許可証を取得せずに経営活動に従事したことにより深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、責任部門から行政処分を受けた場合。

(七) 虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要事実を隠蔽することにより登記を取得したため、登記の取消を受けた市場主体の直接責任者。

(八) 人体の健康及び人身、財産の安全の保障に適さない製品、商品、サービスを、生産し、販売し、提供し、使用して、人体の健康及び財産の安全に重大な危害をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、責任部門から行政処分を受けた場合。

(九) 欠陥の存在を確認しながら、欠陥製品の生産、販売又は輸入を停止しなかった場合。欠陥調査への協力を拒否した場合。製品の回収を命じられてもなおこれを拒否する等により製品回収に係る責任に重大な違反を生じさせた場合。

(十) 製品の「三包（修理、交換、返品を保証——訳注）」責任の履行を拒否し、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(十一) 重大な製品品質安全事故が発生し、違法行為が存在することにより、責任部門から行政処分を受けた場合。

(十二) 模倣医薬品・粗悪医薬品を生産、販売し、又は模倣医薬品・粗悪医薬品を理由に処罰された場合。法令に違反して特殊医薬品を生産、販売したことにより、医薬品の違法ルートへの流入をもたらした場合。

(十三) 医薬品、医療機器、化粧品企業が生産停止、営業停止・整頓を命じられた場合。

(十四) 未登録の特殊用途化粧品の生産又は輸入、及び化粧品における人体の健康に危害を与え得る物質の違法な添加により、責任部門から行政処分を受けた場合。

(十五) 医薬品の研究開発、生産及び経営に従事する企業、並びにその法定代表者、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者が、虚偽の臨床試験又は製造・販売許

可申請資料を提出した場合。生産検定記録の捏造、製品ロット番号の改竄を行った場合。虚偽の一括許可申請資料を提出し、又はその他の欺罔手段により一括許可の証明を取得した場合。

(十六) 商標代理業務の受理停止の決定を受けた場合。

(十七) 商標権侵害行為により5年以内に2回にわたり行政処分を受けた場合。専利の非正常出願行為により5年以内に2回にわたり行政通告を受け、又はその他の情状が重い場合。

(十八) 事業者が不正競争行為又は独占行為により深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(十九) 連鎖販売取引の違法行為により2年以内に3回にわたり行政処分を受け、又は連鎖販売取引の違法行為の情状が重い場合。無限連鎖講を組織、画策した場合。無限連鎖講行為のために便宜を供与し、2年以内に3回にわたり行政処分を受けた場合。

(二十) 定型約款を利用し、又は詐欺、脅迫、悪意の共謀、強制的取引等の手段を講じて、国の利益、公共の利益に危害を与え、消費者の合法的な権利・利益を侵害して、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十一) インターネット取引事業者が、虚偽の取引、不利な評価の削除、自己に利するが真実とは異なる評価を投稿するように他人に示唆する行為等の方法により、自己及び他人のために商業上の信用と商品の評判を高め、又は自己の商品とその他事業者の商品を不適切に対比することにより、その他の事業者について真実とは異なる不利な評価等を捏造し、虚偽の事実を流布する方法により、他人の商業上の信用及び商品の評判に損害を与えて、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十二) インターネット取引サイトの運営事業者に管理制度上の不備や重大な欠陥が存在し、又はそれがサービス契約、取引規則及び技術等の手段を濫用し、又は営業秘密、情報セキュリティ等の不合理な理由によって、サイト内の出店者の条件・資格に関する審査義務、消費者の安全に関する保障義務、及び市場管理監督部門への情報申告義務を回避し、その履行を懈怠し、又は申告情報が適時性、完全性、真実性を欠くことで、市場管理監督活動を妨害することにより、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼした場合。

(二十三) 事業者が費用を前受けした後に、閉鎖・営業停止、休業又は営業場所の移転により苦情が寄せられてか

ら市場管理監督部門が 60 日以内に事業者と連絡がつかず、消費者の合法的な権利・利益に重大な侵害をもたらす行為があった場合。

(二十四) 虚偽広告の掲載により深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十五) 綿事業が、綿品質の証憑、ラベル、公証検査証書、公証検査表示を偽造し、変造し、不正使用して、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十六) 食品事業者が 1 年以内に 3 回にわたり警告以外の行政処分を受けた場合、又は食品の安全に係る法令に違反し、消費者の人体の健康に深刻な損害をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十七) 飲食店チェーン企業において 1 年以内に 5 店舗が市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十八) 非食品原料、リサイクル食品又は品質保持期限を超過した原料で食品を生産し、食品に食品添加物以外の化学物質や人体の健康に危害を与え得るその他の物質を添加したことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(二十九) 規定に準拠した検疫を行っていない、若しくは検疫不合格の肉類、又は病死、毒死及び死因不明の家禽、家畜、獣類、水産動物の肉類を使用して食品を生産し、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十) 学校食堂の直接責任を負う主管人員及び関連する作業人員が、食品安全に係る法令に違反したことにより、重大な食品安全事故を発生させた場合。

(三十一) 乳児用調製粉乳、乳児用栄養補助食品、特殊医療用調製食品等の高リスク食品を生産経営し、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十二) 国が明文をもって廃止を命じている、又は無許可生産、未検査若しくは検査不合格の特種設備を販売し、賃貸し、納品し、使用して、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十三) 製造し、修理し、販売した測定機器が不適合製品であることにより、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十四) 検査認証機関及びその従業員が無許可で又は許可された範囲を超えて検証、検査、認証を行い、又は許可証書の改竄、転売、貸出、借受を行い、又は虚偽の検証・



検査報告、認証結果を発行して、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十五) 強制製品認証目録に記載されている製品について、認証を経ずに、無断で出荷し、販売し、輸入し、又はその他の事業活動においてこれを使用し、又は欺罔、賄賂等の不正手段により強制製品認証証書を取得し若しくは自己適合宣言情報の送付を完了して、深刻な結果をもたらし、社会に重大な影響を及ぼしたことにより、市場管理監督部門から行政処分を受けた場合。

(三十六) その他、国家市場監督管理総局が定めるもので、市場管理監督に係る法令規定に違反し、かつその情状が重い場合。

第7条 責任部門が主体を重大違法信用失墜主体名簿に記載するにあたり、記載の決定をし、関連情報を主体名称の下に記し、かつ国家企業信用情報公開システムを通じて公示しなければならない。記載の決定内容には、名称／氏名、統一社会信用コード／身分証番号、記載日、記載事由、権利救済の期間及び方法、決定を行った機関を含まなければならない。

第8条 主体が本弁法第6条第(一)号に掲げる事由に該当する場合には、省級以上の市場管理監督・知的財産権

管理の各部門は、主体が経営異常名簿に記載されてから3年間の期間の満了の60日前に、国家企業信用情報公開システムを通じて公告方式によりそれに関連義務の履行を喚起しなければならない。3年間の期間を満了してもなお関連義務が履行されない場合は、期間満了の日から10営業日以内にそれを重大違法信用失墜主体名簿に記載しなければならない。

主体が本弁法第6条に掲げるその他の事由に該当する場合には、責任部門は、事実確認の日から10営業日以内にそれを重大違法信用失墜主体名簿に記載しなければならない。

### 第三章 削除の手続き

第9条 経営異常名簿に記載されてから3年間の期間が満了してもなお関連する義務を履行していないことにより、重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体は、記載された日から5年間の期間が満了し、かつ第6条に掲げる事由に該当しなくなった場合は、期間満了の日以降、管轄権を有する責任部門に書面で削除を申し出ることができる。責任部門は、調査を実施し、事実が確認された日から5営業日以内に削除の決定をしなければならない。

第6条に掲げるその他の事由に該当することにより、重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体は、記載された

日から3年間の期間が満了し、かつ同条に掲げる事由に該当しなくなった場合は、期間満了の日以降、管轄権を有する責任部門に書面で削除を申し出ることができる。責任部門は、調査を実施し、事実が確認された日から5営業日以内に削除の決定をしなければならない。

第10条 責任部門は、主体を重大違法信用失墜主体名簿から削除する場合は、削除の決定をし、かつ国家企業信用情報公開システムを通じて公示しなければならない。削除の決定には、名称／氏名、統一社会信用コード／身分証番号、削除日、削除理由、決定を行った機関を記載しなければならない。

#### 第四章 異議、取消、再審、訴訟手続き

第11条 主体は、重大違法信用失墜主体名簿への記載に異議があるときは、公示の日から30日以内に、決定を行った責任部門に対して書面でこれを申し立て、かつ関連証明資料を提出することができ、責任部門は、5営業日以内に受理するか否かを決定しなければならない。受理する場合は、20営業日以内に事実確認調査を実施し、かつ調査結果を書面で申立人に通知しなければならない。受理しない場合は、不受理の理由を書面で申立人に通知しなければならない。

責任部門は、主体を重大違法信用失墜主体名簿に記載したことに誤りがあることを事実確認調査により発見した場合は、事実が確認された日から5営業日以内にこれを訂正しなければならない。

第12条 重大違法信用失墜主体名簿に記載する根拠となった事由に変動が生じ、かつ記載条件を満たさなくなったときは、主体は、管轄権を有する責任部門に削除を申し出ることができ、責任部門は、事実が確認された日から5営業日以内に取消の決定をし、かつ主体を重大違法信用失墜主体名簿から削除しなければならない。

第13条 主体は、重大違法信用失墜主体名簿に記載されることとなった決定について、法に基づき行政不服審査を請求し、又は行政訴訟を提起することができる。

## 第五章 信用失墜主体の懲戒

第14条 責任部門は、重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体に対して、次の各号に掲げる制限措置を実施しなければならない。

(一) 登記、登録、行政許可及び条件、資格、届出認定の審査時の重要な考慮要素とし、かつ法に基づき相応の制限又は参入禁止措置を実施する。

(二) 経営異常名簿に記載されてから3年間の期間が満了したことにより重大違法信用失墜主体名簿に記載され

た企業の法定代表者・責任者は、3年以内はその他企業の法定代表者・責任者に就任してはならない。

(三) 信用リスクが最も高い等級に組み入れ、重点監督対象に加えて、監督検査の頻度を引き上げる。

(四) 行政処分が自由裁量に係るときは、処罰の程度を強化する。

(五) 関連する栄誉称号を授与しない。関連する栄誉称号が授与されている場合は、これを取り消す。

(六) 関連する優遇政策を適用しない。

(七) 国家規格の起草に参加させない。

(八) 認証対象が重大違法信用失墜主体名簿に記載されたときは、これに対して認証証書を発行しないよう認証機関に命じる。認証対象が強制製品認証取得企業である場合は、3年以内は自己適合宣言の方式による強制製品認証適合性評価の完了を禁止する。

(九) インターネット取引事業者が重大違法信用失墜主体名簿に記載された場合は、インターネット取引サイト上で公衆に向けてオンライン消費活動に係る注意喚起を表示すること、消費者に対してサイト上のサービスを提供しないことをインターネット取引サイト運営事業者に命じる。

(十) 企業の法定代表者又は直接責任者が薬剤師資格を有する場合には、資格証発行部門がその「薬剤師資格登録証（中国語は「執業薬師注册証」）」を取り消し、かつ個人信用情報の事故情報として全国薬剤師資格登録管理情報システムに記録する。

責任部門は、重大違法信用失墜主体名簿情報を各業務システムに組み込み、重大違法信用失墜主体名簿情報の検索・フィードバックの仕組みを構築、整備し、共有・共用を推進しなければならない。

第 15 条 責任部門は、その他の政府部門と相互接続して重大違法信用失墜主体名簿情報を共有し、共同懲戒を実施しなければならない。

第 16 条 責任部門は、重大違法信用失墜主体名簿情報を関連業界団体、専門サービス機関、プラットフォーム型企業等に送信し、社会的ガバナンスを実施することができる。

第 17 条 経営異常名簿に記載されてから 3 年間の期間が満了してもなお関連する義務を履行していないことにより重大違法信用失墜主体名簿に記載された企業の法定代表者・責任者がその他の企業の法定代表者・責任者に就任している場合には、当該企業は、法に基づき法定代表者・責任者の変更登記を行わなければならない。当該企業

が法定代表者・責任者の変更登記を行わない場合は、市場管理監督部門は法に基づきこれを取り締まらなければならない。

## 第六章 信用回復

第 18 条 重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、重大違法信用失墜主体名簿からの削除を申し出ることができる。

(一) 本弁法第 6 条第 (一) 号に掲げる事由に該当することにより重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体は、経営異常名簿に記載されてから 3 年間の期間が満了するまでに情報公開義務を履行したが、期間満了前に経営異常名簿からの削除を申し出なかったため記載に至った場合は、省級以上の市場管理監督・知的財産権管理の各部門に削除を申し出ることができる。

(二) 本弁法第 6 条第 (一) 号に掲げる事由に該当することにより重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体は、重大違法信用失墜主体名簿に記載された後に自主的に公開義務を履行し、かつ記載されてから 1 年間の期間を満了した場合は、省級以上の市場管理監督・知的財産権管理の各部門に削除を申し出ることができる。

(三) 本弁法第 6 条に掲げるその他の事由に該当することにより重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体が、

自ら積極的に違法行為を是正し、社会的に有害な影響を除去することができた場合。記載されてから1年間の期間の満了後に、責任部門に削除を申し出ることができる。

第19条 責任部門は、次の各号に掲げる手順に従って、信用回復を実施しなければならない。

(一) 申請。信用失墜主体は、管轄権を有する責任部門に対し、信用回復の申請に係る事実・理由を説明し、かつ関連する証明資料を添付して、信用回復の申請を行うことができる。

(二) 受理。責任部門は、信用回復の申請を受領した後、申請資料の予備審査を行い、条件を満たした場合はこれを受理し、申請人に対して受理通知書を発行しなければならない。条件を満たさない場合はこれを受理せず、申請人に不受理通知書を発行し、かつ理由を説明しなければならない。

(三) 行政事情聴取。責任部門は、信用回復を申請した信用失墜主体の法定代表者・責任者等との間で行政事情聴取への参加、信用に関する誓約等を手配調整しなければならない。

(四) 検査・事実確認。責任部門は、申請人の信用回復に係る状況について検査・事実確認を行わなければならない。



(五) 異議の処理。責任部門は、検査により事実が確認されてから5営業日以内に、回復を認めるか否かの決定をしなければならない。回復を認める場合には、責任部門は、信用回復の決定を国家企業信用情報公開システムで社会に公示し、その公示期間は15日とする。

公示期間に異議が申し立てられた場合は、速やかに異議事項について事実確認調査を実施しなければならない。調査の結果、異議事項が成立せず、又は公示期間の満了まで異議申立てがなかった場合は、省級以上の市場管理監督・医薬品管理監督・知的財産権管理の各部門の承認又は決定により、信用回復の決定をしなければならない。異議申立てが成立しない場合は、信用回復を認めず、かつその旨を申請人に通知する。

(六) データ処理。責任部門は、信用回復を認める決定をした日から5営業日以内に、信用回復を実施し、信用失墜記録の公示を停止しなければならない。

第20条 責任部門は、書面検査、実地調査、ネットワーク監視等の方式により、信用失墜主体が自主的に重大違法信用失墜行為を是正し、関連する責任・義務を履行し、有害な影響を除去したという事実及び関連する証明資料の審査・事実確認を行うことができる。

第 21 条 次のいずれかの事由に該当する場合には、信用回復を実施する責任部門は、回復を認める決定を取り消し、主体を信用回復前の状態に戻さなければならない。

(一) 信用回復に該当しない主体について、誤って回復を適用した場合。

(二) 主体が信用回復の過程において実際の状況を隠蔽し、虚偽を弄した場合。

(三) 信用回復の決定が公共の利益又は他人の重大利益に影響しており、調査の結果、利害関係者の訴えが事実であると確認された場合。

第 22 条 法令に別段の定めがない限り、次のいずれかの事由に該当する場合は、信用回復を認めない。

(一) 国の安全保障、公共の安全、人民の生命・健康・財産の安全に重大な危害結果がもたらされる場合。

(二) 信用失墜主体が、信用回復を認められた後に、信用に係る誓約を履行せず、再び重大な違法信用失墜行為を働き、重大違法信用失墜主体名簿に記載された場合。

(三) 信用失墜主体が清算・破産手続きに入る場合（法院の判決により破産再編を行う企業を除く）。

## 第七章 責任の追究

第 23 条 責任部門は、この弁法の関連規定に従って職責を遂行しない場合には、上級責任部門が是正を命じる。

情状が重い場合は、責任を負う主管人員及びその他の直接責任者を関連規定に従って処分する。

## 第八章 附則

第 24 条 重大違法信用失墜主体名簿の管理に関する文書の様式は、国家市場監督管理総局が統一して定める。

第 25 条 この弁法の解釈権は、国家市場監督管理総局に帰属する。

第 26 条 この弁法は、2019 年 月 日より施行する。

出所：

2019 年 7 月 10 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201907/t20190710\\_303312.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201907/t20190710_303312.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。